



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 5 月 23 日

No.FIN_021

金融商品取引業等に関する内閣府令の改正 (利益相反の可能性に関する情報提供の義務付け) について

執筆者：弁護士 [安原 有咲子](#)

1. はじめに

2025年3月11日、金融商品取引業等に関する内閣府令等が改正され、販売会社に対して、利益相反の可能性に関する情報提供を義務付ける制度整備が行われました¹。そこで、本項では、利益相反の可能性に関する情報提供に係る改正の経緯について解説するとともに、具体的内容についても解説します。

2. 改正の経緯

(1) 顧客本位の業務運営に関する原則

金融庁は、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「本原則」といいます。）として7つの原則及び5つの補充原則を策定しました。本原則は、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」を採っており、金融事業者は、本原則をすべて採択して各原則の実施に必要な方針をみずから策定するか、採択しない原則がある場合にはその理由を説明するよう求められています。本原則は、利益相反につき、管理に向けた態勢整備（本原則3・7）及び顧客に対する情報提供（本原則5）を定めています。

利益相反の可能性の情報提供に関して、本原則5は、「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、…金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。」とし、その「重要な情報」の一つとして「顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含みます。）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響」をあげています。

また、2020年8月5日に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書-顧客本位の業務運営の進展に向けて-」は、顧客に対する情報提供の手段として、「重要情報シート」の積極的な活用を推奨していますが、この「重要情報シート」について、「当社の利益とお客

¹ 金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第14号）

様の利益が反する可能性」をその記載項目のひとつとして例示しています。具体的には、「重要情報シート」を作成・活用する際の手引き」において、①顧客が負担する費用のうち、当社に支払われる手数料・報酬等の額又は割合及びこれを対価とするサービスの内容（販売奨励金等、顧客が負担する費用とは別に組成会社や販売委託元から支払われる報酬等がある場合はその内容も記載する）、②組成会社や販売委託元との関係（非金銭的利益の授受の関係があればこれを含む）、③他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業績評価上の取扱い（その評価の違いが顧客本位の業務運営を促す目的に適うと考える場合はその理由）、④その他の重大な利益相反の内容（もしあれば）につき記載するよう求められています。

(2) 顧客本位タスクフォース

2022年9月、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース」（以下「顧客本位タスクフォース」という）が設置されました。

顧客本位タスクフォースにおいては、重要情報シートによる情報提供以前に、本原則を採用していない金融事業者もみられるという指摘や、そのような状況に鑑み顧客が適切な金融商品を選択するためには、金融商品の販売会社等による適切な情報提供が必要不可欠であり、特に顧客との利益相反に関する情報が重要であるとの指摘もあったようです。このような指摘をふまえ、顧客本位タスクフォース中間報告（2022年12月）では、利益相反の可能性の顧客への情報提供についてはルール化を行うべきであり、その際、少なくとも、重要情報シートの記載事項とされている、ア．顧客が支払う費用のうち販売会社が組成会社から受け取る手数料の割合及びその対価として顧客に提供するサービスの内容（第三者から受け取る報酬等も含む）、イ．組成会社や販売委託元との関係（資本関係、人的関係又は重大な業務上の関係を有する者の商品（グループ商品）を販売する場合）、ウ．他の商品と比較して当該商品を販売した場合の営業職員の業績評価上の取扱い、を対象とし、その内容も顧客が容易に理解できるよう、明確に分かりやすくする工夫が必要であるとされています²。

3. 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正

販売会社における勧誘・販売を可視化することで、金融機関と顧客との間の「情報の非対称性」を緩和し、顧客がより適切に金融商品を選択できるようにするため、改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令では、対象となる金融商品の販売の役割を担う金融事業者に対して、以下の通り、利益相反の可能性に関する情報提供を義務付けることとされました。

(1) 対象となる金融商品

顧客本位タスクフォース中間報告で提言された事項が製販分離のビジネスモデルに起因することをふまえ、金融事業者が販売時に情報提供義務を負う金融商品は、投資信託（投資信託受益証券）、特定仕組債（いわゆる仕組債（デリバティブを利用することにより、投資家や発行者のニーズに合うキャッシュフローを生み出す構造を持つ債権）に限られない）、ラップ商品（投資一任契約の締結の代理又は媒介）とされました。

(2) 情報提供者

情報提供義務を負う金融事業者は、金融商品取引業者及び登録金融機関だけでなく、金融商品仲介業者や金融サービス仲介業者も含むこととされました。

² 顧客本位タスクフォース中間報告 3頁

(3) 情報提供事項

顧客本位タスクフォース中間報告で提言された、上記 2 (2) ア～ウをふまえ、金融事業者が顧客に提供すべき情報は、以下の通りとなされました。

i. アをふまえた事項

(i). 投資信託

販売会社が受領することになる信託報酬の額又はその計算方法、提供する役務の内容、利益相反のおそれがある旨（第275条第1項第35号イ参照）

投資信託については、実務上目論見書及び目論見書補完書面を交付する運用が多く採用されています（金商業等府令第79条第6項第3号）。新たに情報提供すべき事項とした「対象となる取引に関して販売会社が受領することになる金銭及びそれを対価とする役務の内容等」に関しては、既に目論見書において委託会社、販売会社、受託会社などの支払先ごとに支払われる信託報酬の料率やこれを対価とする役務の内容等が記載されているため、情報提供が行われたことになると考えられています³。

(ii). 特定仕組債

特定仕組債の理論価格、利益相反のおそれがある旨及びその理由（第275条第1項第34号イ参照）

特定仕組債の取引では、投資信託等と異なり、各主体に支払われるコストの全体額が顧客に知られる仕組みにはなっていなかったため、単に販売を担う主体に支払われるコストに代えて、包括的なコストを顧客において把握できるようにするため、理論価格の情報提供を求めることとされました。

なお、公社債及び公社債の性質を有する外国債のうち、①償還時に額面金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されたもの、②元本の償還又は利息の支払が、払込通貨と異なる通貨で行われる条件が付されたもの、③金融指標の変動により期限前償還をする条件が付されたもの、④利率等以外の金融指標の変動により利息の額が変動する条件が付されたもの、⑤元利金の支払について劣後特約が付されたもの及び⑥金融庁長官の指定するものは、ここでのいう特定仕組債に該当する可能性があります（第83条第4項参照）。

(iii). ラップ商品

手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず…当該金銭を受領することにより販売会社と顧客との利益が相反するおそれがある旨（第275条第1項第36号イ参照）

ii. イをふまえた事項

資本関係・人的関係・利益相反のおそれがある旨及びその理由（第275条第1項第34号ロ参照、第275条第1項第35号ロ参照、第275条第1項第36号ロ参照）

「資本関係」がある場合とは、販売会社の親法人等、子法人等又は関係外国法人等に該当する場合をいい、「人的関係」がある場合とは、合理的と認められる一定の時点に役職員が兼職等している場合をいいます⁴。資本関係や人的関係があることにより顧客との

³ 金融庁「「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（2025年3月11日） 28番

⁴ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-2(13)④、⑤等

利益が相反するおそれがある「理由」とは、例えば、当該資本関係がある会社の収益となることによりグループ全体の利益となる旨や当該人的関係がある会社の収益となる旨を情報提供することなどが考えられます⁵。なお、資本関係や人的関係がない場合には、資本関係又は人的関係がない旨の情報提供は求められません⁶。

iii. ウをふまえた事項

販売等に対して特別の評価を行うこととしているときはその旨、利益相反のおそれがある旨及びその理由（第275条第1項第34号ハ参照、第275条第1項第35号ハ参照、第275条第1項第36号ハ参照）

「特別な評価を行うこととしているとき」の該当性は、基準の明確性の観点から同じ商品類型間で判断することとされていますが、類似する経済的効果を有する他の商品等の関係において、金融商品取引業者等が顧客の利益に反した勧誘・販売を行うおそれはあるといえます。そのため、このような場合には、本改正に基づく情報提供をすることは求められないものの、2024年11月に施行された最善利益勘案義務⁷の観点からは顧客の「最善の利益を勘案」した誠実かつ公正な業務遂行を行うことが求められると考えられます。

4. 結び

今回の改正においては、投資信託、特定仕組債、ラップ商品が対象とされていますが、これら以外の商品であっても、最善利益勘案義務の遵守が求められることはもとより、利益相反の可能性について正確に把握し、それを適切に管理すること（本原則3）、利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容等について情報提供すべき（本原則5）ことも求められています。したがって、これらの商品に限らず、利益相反の可能性について顧客が理解できるよう情報提供することが期待されていると考えられます。

⁵ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-2(13)⑥

⁶ 金融庁「「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（2025年3月11日） 4番

⁷ 金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）第2条第1項

執筆者

弁護士 [安原 有咲子](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)
Email: asako.yasuhara@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ
Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）


福岡提携オフィス | Fukuoka
Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所弁護士法人）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階


ニューヨーク提携オフィス | New
York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th
Floor
New York, New York 10036


ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United
Kingdom


フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpemTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany


ブリュッセルオフィス | Brussels
Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium


ホーチミンオフィス | Ho Chi
Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street,
Ben Nghe Ward, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
